

## 訂正とお詫び

(令和5年2月24日現在)

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、極テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。(青色が追加訂正箇所です。)

### 【不登法Ⅳ】

頁数	問題番号	誤	正
16	45-44	申請人とならない受託者	登記義務者とならない受託者
160	58-31	<u>担保権の件数1件につき</u> 1,000円である。	不動産の個数×担保権の件数× 1,000円である。
332	67-19	Dの承諾書を添付することは 要しない。	Dの承諾書を添付しなければならない。
262	64-11 右記のと おり変更	○ 仮登記を命ずる処分は1筆の土地の一部についても発することができるが、直ちに仮登記を申請することはできず、前提として、代位により分筆登記を行う必要がある。なお、出題当時は、他の肢との関係から本肢を「×」として全体の正解肢としていたものと考えられる。しかし、そうすると問題文の「その範囲を明らかに」するとは、たとえば、単に「東側〇〇平方メートル」というものではなく、「分筆登記を行う」ということを意味するものと解さざるを得なくなるが、これはあまりに不自然であるため、ここでは、「○」を正解とする。	
68	51-10 解説 2行目 ・4行目	所有権登記名義人C  A又はCは判決により	所有権登記名義人D  A又はDは判決により
326	67-3 右記のと おり解答 及び解説 を変更	○ 保証人が債権者に代位した場合、 <u>あらかじめ</u> 抵当権の登記にその代位を付記しなければ、その抵当権の目的である不動産の第三取得者に対して債権者に代位することはできないとする民法の規定（旧民501I①）は、平成29年改正により <u>削除</u> された。これによって、改正後は、 <u>第三取得者への所有権移転登記が既にされている場合</u> や抵当権移転請求権の仮登記があらかじめされていない場合であっても、 <u>保証人の代位弁済による抵当権移転登記の申請をすることが可能となった</u> （令2.3.31第328号通達）。したがって、Dは、平成23年7月1日に代位弁済を登記原因とする甲土地乙区2番の抵当権の移転の登記を申請することができる。	